



組合規約、組合会会議規程、健康管理事業推進委員会規程変更の件

理事長専決により組合規約、組合会会議規程、健康管理事業推進委員会規程の一部を令和2年6月1日より下記の通り変更する。

新旧対照表

規約		
新	旧	備考
<p>(組合会の招集)</p> <p>第17条 理事会において組合会の招集を決定したときは、理事長は議員に対して開会の日から少なくとも5日前に招集状を送付しなければならない。</p> <p>略</p> <p>4 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。尚、「会議システム」にて開催する際は、各事業所の参加者を確認をすることとする。</p>	<p>(組合会の招集)</p> <p>第17条 理事会において組合会の招集を決定したときは、理事長は議員に対して開会の日から少なくとも5日前に招集状を送付しなければならない。</p> <p>略</p> <p>&lt; 新規 &gt;</p>	<p>「会議システム」を設定することで、会議の選択肢を追加する。</p>
<p>(組合会の傍聴)</p> <p>第19条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。</p>	<p>(組合会の傍聴)</p> <p>第19条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。</p>	<p>「会議システム」にて組合会を開催した場合の規定を追加する。</p>
<p>(組合会の議決事項)</p> <p>第21条次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 規約の変更</p> <p>(2) 収入支出予算及び事業計画</p> <p>(3) 収入支出決算及び事業報告</p> <p>(4) 規約及び規程で定める事項</p> <p>(5) その他重要な事項</p> <p>2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。</p> <p>(1) 議員の疾病、負傷</p> <p>(2) 議員に係る災害又は交通途絶</p> <p>(3) 災害等の発生による外出自粛要請</p> <p>3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。</p>	<p>&lt; 新規 &gt;</p>	<p>災害時等、組合会の開催が困難と理事長が認めたときは、書面による議決ができるよう規定を追加する。</p>

<p>(会議録の作成)</p> <p>第22条 会議録には次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 議員の定数</p> <p>(3) 出席した互選議員の氏名、選定議員の氏名並びに表決委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名</p> <p>(4) 議事の要領</p> <p>(5) 議決した事項及びその賛否の数</p> <p>2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。</p> <p>(1) 会議システムで組合会を開催した旨</p> <p>(2) 会議システムにより、出席者の言声が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨</p> <p>(3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨</p> <p>(4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所</p> <p>3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。</p> <p>4. 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。</p>	<p>(会議録の作成)</p> <p>第21条 会議録には次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 議員の定数</p> <p>(3) 出席した互選議員の氏名、選定議員の氏名並びに表決委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名</p> <p>(4) 議事の要領</p> <p>(5) 議決した事項及びその賛否の数</p> <p>&lt; 新規 &gt;</p> <p>2. 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。</p>	<p>「会議システム」を設定することで、会議の選択肢を追加する。</p>
<p>第23条</p> <p>第24条</p> <p>第25条</p> <p>第26条</p> <p>第27条</p> <p>第28条</p>	<p>第22条</p> <p>第23条</p> <p>第24条</p> <p>第25条</p> <p>第26条</p> <p>第27条</p>	
<p>(理事会の招集の手続き)</p> <p>第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。</p> <p>2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の○日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項の規程に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。</p> <p>5 理事会は会議システムにより開催することができる。</p>	<p>(理事会の招集)</p> <p>第28条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。</p> <p>2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の5日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項の規程に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。</p> <p>&lt; 新規 &gt;</p>	<p>「会議システム」にて理事会を開催した場合の規定を追加する。</p>
<p>第30条</p>	<p>第29条</p>	<p>条の追加によるずれ</p>

<p>(理事会の議事)</p> <p>第31条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。</p> <p>4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。</p> <p>5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。</p> <p>6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 理事の疾病、負傷</p> <p>(2) 理事に係る災害又は交通途絶</p>	<p>(理事会の議事)</p> <p>第30条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。</p> <p>4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。</p> <p>5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。</p> <p>&lt;新規&gt;</p>	<p>災害時等、理事会の開催が困難と理事長が認めるときは、書面による議決ができるよう規定を追加する。</p>
<p>第32条</p> <p>第33条</p> <p>第34条</p> <p>第35条</p>	<p>第31条</p> <p>第32条</p> <p>第33条</p> <p>第34条</p>	<p>条の追加によるずれ</p>
<p>(理事長の専決)</p> <p>第36条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。</p>	<p>(理事長の専決)</p> <p>第35条 理事長は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。</p>	<p>健康保険法施行令は、第21条で定義する。</p>
<p>第37条</p> <p>第38条</p> <p>第39条</p> <p>第40条</p> <p>第41条</p> <p>第42条</p> <p>第43条</p> <p>第44条</p> <p>第45条</p> <p>第46条</p> <p>第47条</p> <p>第48条</p> <p>第49条</p> <p>第50条</p> <p>第51条</p> <p>第52条</p> <p>削除</p> <p>//</p> <p>//</p>	<p>第36条</p> <p>第37条</p> <p>第38条</p> <p>第39条</p> <p>第40条</p> <p>第41条</p> <p>第42条</p> <p>第43条</p> <p>第44条</p> <p>第45条</p> <p>第46条</p> <p>第47条</p> <p>第48条</p> <p>第49条</p> <p>第50条</p> <p>第51条</p> <p>第52条 削除</p> <p>第53条 //</p> <p>第54条 //</p>	<p>条の追加・削除によるずれ</p>

第53条	第56条	
第54条	第57条	
第55条	第58条	
第56条	第59条	
第57条	第60条	
第58条	第61条	
第59条	第62条	
第60条	第63条	
第61条	第64条	

組合会会議規程

新	旧	備考
第1条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、 <u>遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、会議システムにより出席することができる。</u>	第1条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。	「会議システム」を設定することで、会議の選択肢を追加する。
第8条 <u>会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。</u>	<新規>	「会議システム」を設定することで、会議の選択肢を追加する。
第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第31条 第32条 第33条 第34条	第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条	条の追加によるずれ

健康管理事業委員会規程

第9条（招集及び議事）本委員会は組合規約により、会議システム、書面による審査を行うことが

< 新規 >